

◎入札説明書

本契約に係る手続きについては、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告の日 平成30年3月5日

2 担当部署

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978番25 茨城県開発公社ビル7階
地方職員共済組合茨城県支部 福利厚生・年金係
電話 029-301-2315

3 調達する役務の名称

平成30年度オーシャンビュー大洗空調等設備保守管理業務委託 一式

4 競争入札参加資格

本件委託業務の入札に参加できる者は、次の全ての事項を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号。以下「審査要項」という。）に基づく物品調達等競争入札参加者資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類17（建築物の管理）の小分類1（空調設備保守点検）に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続法開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- (6) 水戸市又は大洗町に営業所等を有すること。
- (7) 競争入札参加者の負担において、次の書類の提出をすること。
 - ア 点検主任技術員及び技術員名簿（氏名、住所、年齢の区分）
 - イ 点検年間計画予定表
 - ウ (5)の事項を証明する書類
- (8) (7)の提出時又は提出後において、本件委託業務の履行能力についての経済上及び技術上の要件等について、当支部から説明を求められた場合、指定する期日までに、競争入札参加者の負担において説明できる者であること。

※ (3)の認定を受けていない者で新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記載のうえ、下記に提出すること。ただし、5の(1)に示す期日までに、有資格者通知書の写しを提出できない場合は、本件役務の競争入札に参加することができない。

資格審査申請書の提出先及び問い合わせ先
〒310-8555
茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当
電話029-301-4875

5 競争入札参加資格の確認等

- (1) 4(7)に示す書類を、次に従い提出すること。
 - ア 提出期限 公告の日から平成30年3月15日(木)までの毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - イ 提出場所 2に同じ
 - ウ 提出方法 競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)に4(7)の書類を添付し、郵送又は持参により提出すること。
- (2) 確認通知書(様式第2号)は、次により交付する。
 - ア 交付期限 平成30年3月20日(火)午後5時まで
 - イ 交付方法 郵送により交付する。

6 入札説明書及び仕様書に対する質問

- (1) この入札説明書、別紙仕様書に対する質問がある場合は、次に従い書面により提出すること。
 - ア 提出期間 公告の日から平成30年3月9日(金)までの毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - イ 提出場所 2に同じ
 - ウ 提出方法 質問書(様式第3号)を持参又はファクシミリにより提出すること。
- (2) (1)の質問に対する回答は、次により回答する。
 - ア 回答期限 平成30年3月13日(火)午後5時まで
 - イ 回答方法 FAX等により回答する。

7 入札手続き等

競争入札参加者は、6(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書(様式第4号)及び積算内訳書(任意様式)を提出すること。

- (1) 入札の執行日時及び場所
日時 平成30年3月22日(木)午前10時00分
場所 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県庁福利厚生棟2階 サークル室3
※5(2)により交付された確認通知書を提示し、同書に指示された書面がある場合は当該書面を提出すること。
- (2) 入札金額
ア 落札決定に当たっては、入札額に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額(整数)を記載すること。

イ 提出した入札書等は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

ウ この入札には最低制限価格を設定する。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

ただし、最低制限価格未満の価格をもって入札をした者は、失格とし、この入札における2回目の入札には、参加することができない。

(3) 入札の執行回数は2回を限度とする。

(4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(5) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則第143条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する。

(6) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(7) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、最低制限価格未満の価格をもって入札した者については、失格とする。

イ 落札者となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者の決定を行う。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

イ 記名又は押印を欠くとき

ウ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき

エ 首標金額を訂正した入札を行ったとき

オ 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき

カ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき

キ 代理人が委任状を持参しないとき

ク 前号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札をしたとき

8 契約書の作成の要否

別紙(案)により契約書を作成する。

9 その他

詳細は別紙仕様書による。